

## 特許制度小委員会の新たな検討課題について

### 1. はじめに

特許制度小委員会は、2002年8月に設置されて以降、これまで「知的財産戦略大綱」や「知的財産推進計画」の具体的実施に向け、特許制度に関する諸課題について検討を重ね、「最適な特許審査に向けた特許制度の在り方について」（2003年1月）、「職務発明制度について」（2003年12月）と題する2つの報告書を取りまとめた。また、本小委員会の下に設置された実用新案制度ワーキンググループ、特許戦略計画関連問題ワーキンググループ（以下「戦略WG」という）においてそれぞれ検討した結果を「実用新案制度の魅力向上に向けて」報告書（2004年1月）、及び「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けて」報告書（2004年1月）として取りまとめた。これらの報告書の提言内容は、2003年及び2004年の特許法等の改正に反映され、特許審査迅速化に向けた諸制度の整備や、職務発明制度の見直しが実現されている。

また、本小委員会戦略WGにおいては、特許制度のに関する諸課題について更に検討を進め、「補正制度及び分割制度の見直しの方向について」（2004年10月）と「特許発明の円滑な使用に係る諸問題について」（2004年11月）の2つの報告書を取りまとめている。

こうした中、本年6月10日に策定された「知的財産推進計画2005」は、戦略WGの報告書「補正制度及び分割制度の見直しの方向について」で提言されている補正制度、分割制度の見直しを含め、「知的財産立国」に向けて我が国が今後取り組むべき新たな課題を提示している（参考資料1参照）。

そこで、本小委員会においては、今般、「知的財産推進計画2005」に盛り込まれている特許制度に関する主な検討課題を中心に、特許制度の諸課題について審議を行い、方向性のとりまとめを行うこととする。

### 2. 具体的な検討事項

本小委員会において今般審議を行う検討課題は、以下の通り。

#### ・特許審査の在り方について

- (1) 補正制度の見直しについて
- (2) 分割制度の見直しについて
- (3) 一部継続出願制度、国内優先権制度について

・特許権の強化について

- ( 1 ) 権利侵害行為への「輸出」の追加
- ( 2 ) 権利侵害行為への「譲渡等を目的とした所持」の追加
- ( 3 ) 刑事罰の強化

Ⅲ．特許制度の枠組み

先使用权のあり方について

Ⅳ．特許制度の利便性の向上について

- ( 1 ) 外国語書面出願の翻訳文提出期間
- ( 2 ) カラー図面等の取扱い
- ( 3 ) 拒絶理由通知の応答期間
- ( 4 ) インターネットを通じた特許審査の出願書類等の情報提供
- ( 5 ) 新規性喪失の例外規定の証明期間の延長

Ⅴ．その他

- ( 1 ) 特許庁の判定制度とADR機関との適切な役割分担について
- ( 2 ) 損害賠償制度等の在り方について